

# 市民との協働によるまちづくり

## 路上違反広告物対策の現況と課題

福岡市では電柱や街路樹などに大量、無秩序に掲出される路上違反広告物を屋外広告物の簡易除却措置〔註1〕によって、毎年10万枚以上除却している。しかし、「他の広告より効果的だから」「違反は知っているが、みんなもやっているから」などといった、業者の断ち切りがたい迷惑の中で違反行為は繰り返され、市民の間からは「悪質な業者は檢舉しろ！」「もっと除却を強化しろ！」といった厳しい声が寄せられている。

このようななか、福岡市は1995年から、市民との協働によって違反広告物を掲出させない環境づくりを推進していくため「路上違反広告物追放推進モデル地区制度〔註2〕」をスタートさせた。

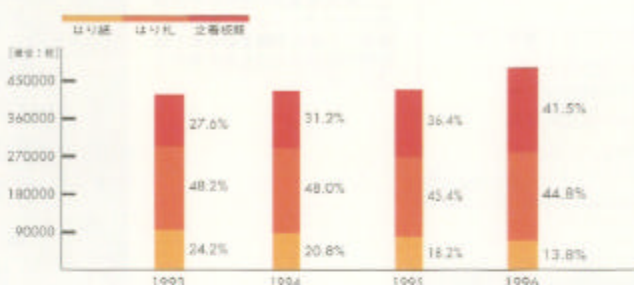
現在、市内6地区と7警察署に設置されている少年補導員連絡会（警察ボランティア）を指定、103名の追放推進員によって、除却活動が続けられている。こうした地域住民の活動は、関係機関や業界団体との連携を深めることもなり、1997年4月には「福岡市路上違反広告物問題対策協議会」〔註3〕が設置され、各区のモデル地区の住民や警察ボランティア、関係機関の職員など、総勢450名を動員して全市一斉の除却キャンペーンが実施された。さらに、5月にはアジア太平洋及び欧米諸国の蔵相や中央銀行総裁など約3000人が参加して開催された「アジア開発銀行（ADB）福岡総会」の期間中、路上違反広告物追放に向けた官民一体となった取り組みが実施され、大きな成果を上げることとなった。

このような活動は、多くの市民に違反広告物に対する強い関心を生むと同時に、その活動はさまざまなボランティア団体に波及し、全市民的な活動へと広がりがつつある。

しかし一方で、このような広告物は、これまで日常生活に身近な情報を提供するものとして利用されてきたことも事実である。

今後、美しいまちづくりを推進するうえで、行政と地域住民との連携を図り、都市景観や自然環境

### ● 路上違反広告物の除却件数の推移



〔註1〕

簡易除却措置（屋外広告物法第7条第3項及び第4項）  
条例で違反した広告物が、はり紙、はり札、立看板で一定の要件を満たすとき、その違反広告物を市長は自ら、またはその命じた者もしくは委任した者に除却させることができる。

〔註2〕

路上違反広告物追放推進モデル地区制度  
指定した地域の代表者を追放推進員（福岡市の非常勤特別職）に任命し、この代表者を中心に地域住民の手で路上違反広告物を除却することができる制度で、現在、次のような地区が指定されている。

- 平成7. 8. 1 南区大橋駅前地区
- 平成7.10. 1 市内各警察署の少年補導員連絡会
- 平成8. 8. 1 中央区天神西・大名東地区
- 平成8. 9. 1 東区香椎駅前地区
- 平成8.12.12 博多区博多駅周辺地区
- 平成9. 4. 1 早良区西新商店街通り地区
- 平成9. 5. 1 西区経済駅北通り地区

〔註3〕

福岡市路上違反広告物問題対策協議会  
建設省九州地方建設局福岡国道工事事務所、福岡警察署、九州電力株式会社福岡支店、日本電信電話株式会社NTT福岡支店、福岡印刷工業協同組合、福岡市広告美術業協同組合、福岡市（土木局、都市整備局）で構成。



天神地区の意見交換会



モデル地区 住民による除却活動

などの向上の面からも屋外広告物の在り方について、見直そうといった考えが広く市民意識として根づいていくことが必要ではないかと考えられる。

## 都市景観形成地区指定とその後

彩都2号で紹介したように、1996年4月に新しいまちづくりが進む「百道浜地区」「地行浜地区」を本市の都市景観形成地区に指定した。現在、本市有数の歴史環境地区である「御供所地区」、本市の顔である「天神地区」について地区指定に向けた意見交換会を進めている。

御供所地区では、聖福寺・東長寺・承天寺などの寺社境内地区、博多の面影を残す普賢堂地区や西門通り地区、追い山の走る御供所通り地区を中心とした区域について「歴史回遊ネットワークの形成」「町家の知恵を活かした快適な居住環境の創出」「まちなみ整備による地域の活性化」を柱に、それぞれのゾーンや通りごとの特性に応じた景観形成方針と基準について模型やスライドなどを使いながら地域が主体となって検討を重ねている。また、校区の面積の3分の1を占める寺社群との連携は、当地区の歴史的環境を生かしたまちづくりの実践には不可欠であり、寺社群との話し合いを地域が中心となって精力的に進めている。

御供所地区の都市景観形成地区指定には、地域の熱意と盛り上がり不可欠である。今後、地域の熱意により景観形成地区指定を実施し、地域住民、寺社群、行政の三者が一体となって御供所地区固有のまちづくりを推進していきたいと考えている。

また、天神地区については、都心界を中心とした地元企業と「快適な歩行者ネットワークの形成」「ぬくもりとやさしさの感じられる都市空間の形成」「風格と個性のあるまちなみの形成」などの景観形成方針をどう実現させていくかについてワークショップ方式で意見交換会を重ねている。今後、明治通り、渡辺通りの沿道を中心とした区域について関係者の理解と協力を得ながら地区指定を実施していきたいと考えている。